

東大阪市こども・子育て応援ポイント事業公募型プロポーザル 質疑応答

No	区分	質問	回答
1	実施要領2-6. (2)	企画提案書の枚数に下限・上限はありますか。	企画提案書の枚数に下限・上限は特に設けていません。
2	仕様書4. 履行場所	履行場所が東大阪市内となっているが、コールセンターを含めた事務局の開設については、東大阪市内でも問題ないでしょうか。	コールセンターを含めた事務局の開設については、東大阪市内でも差し支えありません。
3	仕様書5. 業務概要(1)③ (ア)	「子育て用品と各用品の消費ポイントを一覧で掲載し、対象者がポイントを育児用品に交換して発注ができること」と記載がありますが、 ・訪問ポイントについて 一回あたりの『最低利用ポイント数』は(〇〇ポイント以上等)定める想定でしょうか。定めない場合は複数回の注文が可能になるので、送料の削減ができるのではという意図です。	1回の注文にあたり執行するポイントの下限を設定するほか、商品ラインナップを一定のまとまった単価に設定するなどの手法が考えられますが、詳細については受託後の協議により決定します。
4	仕様書5. 業務概要(1)③ (イ)	「対象者は任意のタイミングで、専用ウェブサイト内で訪問見守りポイントを執行することができるものとし、育児用品等を受け取ることができる(訪問見守りポイントは累積が可能な仕組みとし、執行期限は最終ポイント受け取り日の属する月の翌月末までとすること ただし、出産記念ポイントは累積対象に含まない)」と記載がありますが、「最終ポイント受け取り日の属する月の翌月末まで」というのは、5回目の家庭訪問終了時に付与されるポイントを指すという認識であっておりますでしょうか。(14カ月目の末にポイントが失効するという認識)	お見込みの通りです。
5	仕様書5. 業務概要(1)③ (イ)	・月齢4か月を過ぎた場合の対応はどのような想定となりますでしょうか。 ・利用登録が遅れた場合、経過済みの月齢分の訪問は実施せず、次回以降(例:7か月日以降)から訪問開始とする認識でよろしいでしょうか。 ・最終訪問予約および訪問可能期限について、以下の認識で相違ないでしょうか。 --- - 最終予約可能: 月齢12か月まで - 最終訪問実施: 月齢13か月まで ---	同項において、「対象者の子どもが0歳4か月に達する日の属する月の末までに訪問希望日時を専用ウェブサイトにて申請」と規定していますが、初回の訪問予約が0歳4か月に達する日の属する月を超えた場合、最大1か月程度まで、訪問実施月の後ろ倒しを認めることを想定しています。
6	仕様書5. 業務概要(1)③ (イ)	「在宅訪問型」の訪問見守り支援について、原則生後1年1ヶ月に5回目を実施する認識で間違いはないでしょうか。 上記の認識が正しい場合、出生のタイミングによっては「施設利用促進型(1歳児)」を同時に実施する対象者が発生する認識で間違いはないでしょうか。	訪問見守り支援の終期についてはご認識の通りです。 例として、令和9年3月に出生した児童については、令和10年4月に5回目の訪問を終えることとなり、そのまま令和10年度の施設利用促進型の対象となる場合、同年6月から施設利用促進型を利用することも想定されます。
7	仕様書5. 業務概要(1)③	「個人単位のID等」については、親単位ではなく、子ども単位のIDという認識であっておりますでしょうか。	お見込みの通りです。
8	仕様書5. 業務概要(1)④ (ア)	「月次対象者リストを作成し、受託者に提供する」と記載がありますが、提供は出生届に記載の情報ベースで想定されていますでしょうか。又は住基データの情報ベースで想定されていますでしょうか。	住基データをベースとした情報を提供します。

No	区分	質問	回答
9	仕様書5.業務概要(1)④ (イ)	「訪問見守りポイントの対象は「(1)②(イ)対象者」に示す期間内に転入した子どものうち、生後8か月に到達する日を含む月以前に転入した子どもとし、見守り訪問支援はID等を記載した通知書の到着月以降で、同月齢の対象者と同様の回数とする」とあるが、例えば生後8か月に到達する日を含む月末に転入した場合、早くとも翌月上旬に貴市より情報を提供頂くと想定しております。その後訪問に向けて事務局・対象者双方で手続きを行なった場合、遅ければ生後10か月に到達する日を含む月に初回訪問を実施する場合がございます。同月齢の対象者と訪問サイクルが1ヶ月ずれますが、差し支えございませんでしょうか。	訪問サイクルのずれについては問題ありません。生後13か月目までの間に、可能な回数の訪問を実施することとなります。
10	仕様書5.業務概要(1)④ (イ)、(ウ)	転入者や転出者の情報は、貴市への届け出の都度、受託者に提供されるのでしょうか。又は半月に一度等、ある程度纏めて提供されるのでしょうか。	在宅訪問型の対象者管理については、出生、転出入等についてリスト化し、月に一度、受託者にリストを提供します。
11	仕様書5.業務概要(1)④ (イ)	・訪問見守りポイント付与の対象として転入された市民は、出産記念ポイント付与も対象でしょうか。 ・仮に月齢7か月時点で通知書が届いた場合には、最短で8か月時点で訪問予約をし、9ヶ月に初回訪問が出来るかと思うので、13ヶ月までに計最大3回の訪問となりますでしょうか。	出産記念ポイントの対象者は、仕様書(1)-②-(ア)に示す通りです。こどもが出生した後に本市に転入された世帯については、対象となりません。月齢7か月時点で転入された世帯については、訪問見守り支援のみの対象となります。
12	仕様書5.業務概要(1)④ (ウ)	「受託者は対象外リストに基づき、対象世帯が専用ウェブサイトを利用できないようにアカウントを停止する」と記載がありますが、停止及びポイントの失効手続きを行うタイミングは貴市として決まっておりますでしょうか。受託者の提案になりますでしょうか。	具体的なタイミングについては受託後の協議になりますが、受託者に対象外リストが提供されてからできる限り速やかにアカウントを停止する想定です。
13	仕様書5.業務概要(2)①	「東大阪市で住民登録をする1歳児（各年度の4月1日時点で満1歳児以下、同じ）、2歳児（各年度の4月1日時点で満2歳児以下、同じ）」と記載がありますが、年齢および生まれ月の考え方について確認させてください。 令和6年4月1日生まれのお子様は令和8年4月1日時点で2歳、 令和6年4月2日生まれのお子様は同日時点で1歳となる認識ですが、「生まれ月」に基づく区分においては、4月1日生まれのお子様は特例として1歳児扱いとなる認識でよろしいでしょうか。 ・例として、令和6年4月2日生まれのお子様は、令和8年4月1日時点で満1歳となるため、仮に2歳児の最終期間まで対象者であり続けた場合、利用可能期間は以下の認識で相違ございませんでしょうか。 （利用可能期間） ・令和8年度 第1・第2・第3クール ・令和9年度 第1・第2・第3クール	施設利用促進型については、各年度において、1歳児（4/1時点で満1歳であり、当該年度中に満2歳に到達する児）又は2歳児（4/1時点で満2歳であり、当該年度中に満3歳に到達する児）であり、保育施設等を利用していない児が対象となります。（いわゆるクラス年齢の考え方を用います。） 各事業年度における対象児（1歳児及び2歳児）の年齢要件については、以下の通りとなります。 【令和8年度】 2歳児：令和5年4月2日生～令和6年4月1日生 【令和9年度】 1歳児：令和7年4月2日生～令和8年4月1日生 2歳児：令和6年4月2日生～令和7年4月1日生 【令和10年度】 1歳児：令和8年4月2日生～令和9年4月1日生 2歳児：令和7年4月2日生～令和8年4月1日生

No	区分	質問	回答
14	仕様書5.業務概要(2)①	<p>令和8年度の対象者(2歳児)は以下でしょうか？</p> <p>---</p> <p>令和5年4月1日から令和6年3月31日生まれ</p> <p>---</p> <p>(令和8年4月1日時点で、令和5年4月1日生まれは本来3歳かと思うのですが、「生まれ月」に基づく区分を考慮し、上記の対象範囲と想定しております。)</p> <p>・遡及児に関して、令和8年4月1日生まれからだけ遡って対象者とするということであれば、こちらの施設利用促進型の利用者については対象者はまだ一人も存在しないことになるかと思いますが、どのような考えになりますでしょうか？</p> <p>遡及児の対応については、対象者が誰なのか・何回使えるかなどのルールを貴市側と整理する必要があると認識しております。</p>	施設利用促進型の各年度の対象児については回答No.13をご参照ください。
15	仕様書5.業務概要(2)⑤	<p>「事業期間は年度単位とし、事業年度を原則、3クール(①6～8月、②9～11月、③12～2月)に分割して事業を実施する」と記載がありますが、</p> <p>・仮に5月にIDが到達した方が、同月中に登録を行わず、6月に入ってから登録された場合、第1クールの途中から利用することは可能でしょうか</p> <p>・また、4月および5月は、訪問を実施した場合でもポイント付与の対象外期間という認識で間違ございませんでしょうか。</p>	クール途中からの利用開始を可能とする想定です。また、4月及び5月の施設利用は、施設利用ポイント付与の対象外となります。
16	仕様書5.業務概要(2)⑤	<p>「1クール中に最大3回(6600ポイント)までポイントが付与される」と記載がありますが、</p> <p>・例えば、6月中に3回施設をご利用いただくことも可能という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・その場合、6月に3回分のポイントが付与された場合には、7月および8月はポイント付与の対象外となるという理解で間違ございませんでしょうか。</p>	1クール(3か月)の各月に最大1回ずつ、計3回の付与を想定していますが、質問No.15にあるように利用開始が遅れた場合(同クールの2か月目から利用を開始した場合など)の対応などについて、受託後の協議により運用を確定したいと考えます。
17	仕様書5.業務概要(2)⑥	<p>(2)施設利用促進型において対象外となり、アカウント停止及びポイントの失効を行う場合、左記を行うタイミングは貴市として決まっておりますでしょうか。</p> <p>(月ごと/クール毎など)受託者の提案になりますでしょうか。</p>	施設利用促進型の対象者管理は、クール毎に行います。当該クールの対象者がクール期間中に事業対象外となる事由が発生した場合、当該クールの終期をもって事業対象外とします。

No	区分	質問	回答
18	仕様書5.業務概要(2)⑥	<p>・「保育利用異動リスト」につきましては、仕様書P7に記載の通り、4月・7月・10月の年3回のタイミングで抽出が行われる想定でよろしいでしょうか。</p> <p>・また、各回で抽出された対象者の利用停止タイミングについて、以下の認識で相違ございませんでしょうか。</p> <p>---</p> <ul style="list-style-type: none"> - 4月に抽出された対象者：次の第1クールから利用不可 - 7月に抽出された対象者：次の第2クールから利用不可 - 10月に抽出された対象者：次の第3クールから利用不可 <p>---</p> <p>上記の場合、第3クールの中に誕生日がある2月生まれ等のお子様はいつポイントがもらえる想定でしょうか？</p>	<p>保育利用移動リストの抽出時期及び利用停止タイミングについては、ご認識の通りです。</p> <p>施設利用促進型の対象年齢の考え方については、回答No.13をご参照ください。</p>
19	仕様書6.業務詳細(2)⑦	訪問支援員への研修について、年度毎に1度の実施が必要でしょうか。メンバーが変わらなければ、実施は不要でしょうか。	訪問支援員としての業務を開始する前に最低限1回の研修実施を求めます。
20	仕様書6.業務詳細(2)⑪	配送車両のラッピングの程度について、定めはありますでしょうか。例えば10cm程度のステッカーやマグネットでの対応でも差し支えないでしょうか。	車両の前面、側面及び後面のフルラッピングを想定しています。
21	仕様書6.業務詳細(2)⑪	ラッピングを施した配送車両は、契約期間中は少なくとも1台以上存在し続ける必要がありますでしょうか。若しくは、一時期でも存在していれば、問題無いでしょうか。	契約期間中は最低1台のラッピング車両を確保する必要があります。
22	仕様書6.業務詳細(2)⑪	配達員のユニフォームは、専用名札やバッジでの対応でも差し支えないでしょうか。	配達員には特段のユニフォーム着用は求めません。訪問支援員については、専用ユニフォームとして、ポロシャツ、上着等の着用を想定しています。
23	仕様書6.業務詳細(2)⑪	配達員のユニフォーム着用は、配達員全員ではなく一部でも良いでしょうか。上記が可能な場合、配達員全体の何%以上の定めはありますでしょうか。	配達員には特段のユニフォーム着用は求めません。訪問支援員については、全員にユニフォーム着用を求めます。
24	仕様書6.業務詳細(2)⑭	令和8年開始の「在宅訪問型」と「施設利用促進型(2歳児)」の開始時期は違っていても問題ないでしょうか。仕様書P.8の図では同時開始と見受けられる為。	仕様書6-(2)-14に示す通り、「在宅訪問型」と「施設利用促進型」で開始時期がずれても問題ありませんが、同項中の表に示す通り事業を開始する必要があります。
25	仕様書6.業務詳細(2)⑭	「在宅訪問型」の訪問見守り支援について、令和8年度生まれの対象者へも5回実施する認識で間違いないでしょうか。上記の認識が正しい場合、出生と訪問見守り開始の時期次第では、本来見守り訪問が完了する生後13か月以降も訪問が続くor訪問スパンを2ヶ月縮めて生後13か月以内に終わらせるのかどちらになりますでしょうか。	お見込みの通り、令和8年4月1日以降に出生した児童を養育する家庭に対し、5回の家庭訪問を実施いただきます。事業開始時期のずれ込みにより訪問開始時期が本来の時期より後ろ倒しとなった場合、訪問終了時期も後ろ倒しとなります。
26	仕様書6.業務詳細(2)⑭	令和8年4月1日以降に出生し、出産記念ポイント付与業務の開始以前に転入された市民は、付与の対象でしょうか。	出産記念ポイントは、令和8年4月1日以降に出生し、本市に住民登録された子どもがいる世帯(本市における住民基本台帳の異動事由が「出生」の方)が対象です。